

「住宅・土地統計調査」における調査員証の紛失について

【注意喚起】

「住宅・土地統計調査」において、三郷町内において調査員が調査員証を紛失したとの報告がありましたのでお知らせします。

なお、紛失した調査員証の調査員番号「第S343-03号」は無効としましたので、お手数ですが調査員が訪問した際は、調査員が提示する調査員証の調査員番号及び添付の顔写真による本人確認をお願いします。

県民の皆様には、ご迷惑、ご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 事案の概要

(1) 紛失物

名 称：平成30年住宅・土地統計調査 調査員証
「第S343-03号」

任命期間：平成30年8月24日から平成30年10月23日まで

※左側に調査員の顔写真、その上に番号が表示されています。

(2) 紛失日時

平成30年9月11日（火）午前中

(3) 紛失場所

三郷町内

(4) 状況

平成30年9月11日（火）

三郷町内で調査活動を行っていたところ、昼頃に調査員証が紛失していたことに気づきました。その後探索しましたが発見できず、14日に警察へ遺失届を提出しました。

2 県民の皆様にご注意いただきたいこと

(1) 調査員証は、統計調査を装った「かたり調査」等に悪用されるおそれがあります。

(2) 統計調査にあたっては、顔写真付きの調査員証を携行しておりますので、確認するようにしてください。

(3) 不審な調査活動にお気づきの際は、当課までご連絡ください。

連絡先：奈良県統計課 人口統計係

電話 0742-22-1101(代)、0742-27-8441

3 奈良県の対応

(1) 紛失した調査員証は無効としました。

(2) 再発防止のため、市町村に対し、本件について情報提供と調査員証の管理について厳正を期すよう注意喚起を行います。